

【平成 28 年度税制改正大綱が発表されました】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。税理士の須賀川です。昨年 12 月に平成 28 年度税制改正大綱が与党より発表されました。今回はこの中から注目すべき改正項目を取り上げたいと思います。



◇法人関係◇

- ① 現行の法人税率 23.9% を平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から 23.4% に、平成 30 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から 23.2% に段階的に引き下げられます。同時に法人事業税等の税率の改正や地方法人特別税の廃止、法人事業税交付金が創設されるので、**現行 32.11%** の実効税率が平成 28 年度以降は **29.97%**、平成 30 年度以降は **29.74%** と引き下げられることとなります。
- ② 建物附属設備及び構築物の減価償却方法が平成 28 年 4 月 1 日以後の取得分から **定額法** となります。
- ③ いわゆる「ふるさと納税」の **企業版が新しく創設** されます。平成 28 年度より、寄付した金額の **3 割** を国税と地方税の合計から控除できるようになります。
- ④ 中小企業者等（資本金 1 億円以下、常時 1000 人以下）が認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械装置を購入した場合、固定資産税を 3 年の間、**1/2 軽減** することとなります。

◇個人関係◇

- ① 居住用財産を譲渡したときにのみに適用できる「**譲渡所得の 3000 万円控除**」が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋などの一定の要件を満たした **空家** にも、平成 28 年 4 月から平成 31 年 12 月までの譲渡に適用できるようになります。
- ② NISA の交付申請における住民票の写しの提出について、平成 30 年度以後は住民票の提出に替えて **マイナンバーを提出** することとなります。住民票を取得する手間が省けます。
- ③ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に一定のスイッチ OTC 医薬品の購入のために支払った対価の合計額が **1 万 2 千円を超える** ときは、その超える部分（8 万 8 千円を限度）の金額をその年の所得控除とすることとなります。なお、この適用を受ける場合には、現行の「医療費控除」は適用できません。
- ④ 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日の間に行った、**3 世代同居の改修工事のために** 借り入れた **住宅借入金残高の 2% を 5 年間税額控除** できるようになります。

◇法人・個人共通◇

- ① 平成 29 年 3 月 31 日で **自動車取得税を廃止** し、翌 4 月 1 日より **自動車の環境性能割に応じた新税を導入** することとなります。**実質、減税** となります。
- ② 平成 29 年 1 月 4 日以降の国税の納付について、**クレジットカードで支払える** ようになります。
- ③ 平成 28 年 9 月 30 日以後に行う領収書等のスキャナ保存の承認申請について、領収書等の保管義務の要件を **緩和** することとなります。一定の要件を満たせば **スマホやデジカメでの撮影で認められる** こととなります。

以上、平成 28 年度税制改正大綱から抜粋して、何点か取り上げてみました。今回は紙面の関係で消費税関係や 27 年度改正項目の中の 28 年度より実施されるものは省略しております。今後、国会での承認を得て、今年の 4 月以降に適用されることとなります。他の税制改正大綱項目を含め、適用要件等ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお尋ね下さい。

（税務第一部 税理士 須賀川 祐典）